

利用者支援事業（保育サービスコーディネーター）

現計画（2020～2024 年度）の計画値と実績値

単位：か所

		2020	2021	2022	2023	2024
量の 見込み	計画値	12	12	12	12	12
	実績値	12	12	12	12	12
確保 方策	計画値	12	12	12	12	12
	実績値	12	12	12	12	12

量の見込み・確保方策（案）

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

考え方（案）

保育サービスコーディネーターを各区役所・支所に配置し、認可施設だけでなく認可外施設の情報も集約し、個々の状況にあったきめ細やかな保育サービス情報を提供・相談業務を行います。

病児保育事業

現計画（2020～2024年度）の計画値と実績値

単位：人（延べ人数）

		2020	2021	2022	2023	2024
量の 見込み	計画値	20,873	20,829	20,928	20,754	20,704
	実績値	4,195	9,821	10,286	14,542	-
確保 方策	計画値	25,680	25,680	25,680	25,680	25,680
	実績値	30,020	33,120	33,120	34,080	-

量の見込み・確保方策（案）

	2025	2026	2027	2028	2029
量の 見込み	33,220	34,946	36,925	38,818	41,257
確保 方策	38,400	39,120	39,840	40,560	41,280

考え方（こども家庭局案）

国の示す算定式に、利用が段階的に伸びていくことを反映し、一定のキャンセルを考慮して、量の見込みを算出しています。

時期によっては利用できない人が一定数いることや、まだ整備されていない地域があること等から、今後も順次必要な受け皿の拡充方策を検討していきます。

時間外保育事業（延長保育）

現計画（2020～2024年度）の計画値と実績値

単位：人（実人数）

		2020	2021	2022	2023	2024
量の 見込み	計画値	3,725	3,717	3,735	3,704	3,696
	実績値	3,648	3,380	3,197	3,201	－
確保 方策	計画値	3,725	3,717	3,735	3,704	3,696
	実績値	3,648	3,380	3,197	3,201	－

量の見込み・確保方策（案）

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み	3,281	3,229	3,175	3,098	3,044
確保方策	3,281	3,229	3,175	3,098	3,044

考え方（案）

2023年度の実績値をもとに、児童数の減少、保護者の就労状況の変化や利用希望の減少を反映し、最近の利用実績の推移も踏まえ、量の見込みを算出しています。

一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

現計画（2020～2024年度）の計画値と実績値

単位：人（延べ人数）

		2020	2021	2022	2023	2024
量の 見込み	計画値	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	実績値	726,425	789,093	790,928	791,877	-
確保 方策	計画値	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	実績値	726,425	789,093	790,928	791,877	-

量の見込み・確保方策（案）

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み	606,048	539,672	478,120	422,384	381,061
確保方策	606,048	539,672	478,120	422,384	381,061

考え方（案）

2023年度の実績値をもとに、児童数の減少、保護者の就労状況の変化や利用希望の増加を反映し、最近の利用実績の推移も踏まえ、量の見込みを算出しています。

一時預かり事業（一時保育）

現計画（2020～2024年度）の計画値と実績値

単位：人（延べ人数）

		2020	2021	2022	2023	2024
量の 見込み	計画値	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	実績値	35,940	39,912	46,894	53,684	-
確保 方策	計画値	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	実績値	35,940	39,912	46,894	53,684	-

量の見込み・確保方策（案）

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み	69,669	66,737	64,359	61,767	59,802
確保方策	69,669	66,737	64,359	61,767	59,802

考え方（案）

国の手引きの考え方に基づき算出した利用希望者数から、保育所・認定こども園等で保育を受けており定期的に教育・保育事業を利用している者の数を除いて、量の見込みを算出しています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

考え方（案）

国制度に即して、施設・事業者が、教育・保育に必要な日用品、文房具、教材等の購入や行事への参加に要する費用及び新制度未移行幼稚園の食事の提供に要する費用について実費徴収を行う場合、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。

	対象者	補助上限額 (2024年度時点)
教材費・ 行事費等	生活保護世帯にかかる1～3号子ども	月額 2,700円
給食費 (副食材料費)	新制度未移行幼稚園を利用する 低所得世帯及び第3子以降の子ども	月額 4,800円

多様な集団活動事業の利用支援事業

考え方（案）

国制度に即して、職員配置や開所日数、安全対策などが国及び本市の定める基準に適合する集団活動を利用する子どもを対象に、利用料（保育料）の一部を補助します。

補助上限額 (2024年度時点)
月額 20,000円

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

量の見込み・確保方策（案）

	2026	2027	2028	2029
量の見込み	3,169	3,169	3,169	3,169
確保方策	3,169	3,169	3,169	3,169

考え方（案）

0歳6か月から2歳の将来人口推計から、定期的な教育・保育施設の利用者（3号認定）を除くとともに、利用希望率を乗じて、量の見込みを算出しています。

実施施設数については、保護者の利便性や利用実態等を踏まえ、必要数を確保していきます。

(参考) 地域子ども子育て支援事業の事業内容

利用者支援事業（保育サービスコーディネーター）
子どもの保育施設利用を希望するご家庭に寄り添い、①区役所窓口等での相談受付・保育サービス案内、②保育サービスに関する情報集約、③保育所入所保留児童等のアフターフォロー等、状況に合った的確な保育サービスの情報を提供します。
病児保育事業
仕事と育児の両立を支援する立場から、児童が病気などにより他の児童との集団生活が困難な時期に、保育所等に代わってその児童の一時的な保育を行う「病児保育事業」を実施します。
時間外保育事業（延長保育）
保育認定を受けて保育所や認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもを対象に、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の長時間化等により施設が定める通常保育時間内に送迎できない場合に対応するため、延長保育を実施します。
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）
教育認定を受けて幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する子どもを対象に、子育て家庭の様々なニーズに対応するため、施設が定める通常教育時間の前後や土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かる「一時預かり事業幼稚園型（幼稚園の預かり保育）」を実施します。
一時預かり事業（一時保育）
保護者がパート就労や病気等により一時的に家庭で保育することができない場合や、保護者の育児負担を減らす場合に、保育所、認定こども園、地域型保育事業において、普段、施設を利用していない子どもを対象に、通常の保育時間の中で「一時保育」を実施します。
実費徴収に係る補足給付事業
(1) 保育所等における日用品・文房具等に要する費用の補助 保育所、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）、地域型保育を利用する生活保護世帯に対し、施設で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用や遠足等の行事への参加に要する費用など、施設が保育料とは別に実費徴収を行う費用の一部に対し、国基準に基づき補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。
(2) 新制度未移行幼稚園における副食材料費に要する費用の補助 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯（年収約360万円未満の世帯）、および、第3子以降の子どもを対象に、給食費のうち副食費に対し、国基準に基づき補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。なお、第3子以降の子どもについては、国基準を独自に拡大し、所得にかかわらず扶養順で第3子以降の子ども全員を対象とします。
多様な集団活動事業の利用支援事業
職員配置や開所日数、安全対策などが国及び本市の定める基準に適合する集団活動を利用する子どもを対象に、利用料（保育料）の一部に対し、国基準に基づき補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、普段、施設を利用していない0歳6か月から2歳の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。